

# 「空き家バンク制度」をご利用ください

## 「空き家バンク制度」とは

町内にある空き家等を所有者の方に登録していただき、買いたい(借りたい)方に紹介する制度です。

この制度は、町と協定を結んでいる滋賀県宅地建物取引業協会に所属している宅建業者の仲介のもと、安心して交渉や契約等ができる仕組みとなっています。

皆さんの地域にある空き家の所有者に空き家バンク制度をご紹介します。

また、所有されている空き家を「売りたい」「貸したい」とお考えでしたら、役場2階建設計画課都市計画担当までお気軽にご相談ください。

## 自治会活動の説明

空き家等の購入を希望される方には、自治会から提供いただいた情報をもとに自治会活動への理解を促し、自治会活動等について地元の方から説明を受ける機会を設けています。

## 移住された方の声

### ☆制度の良かったところ

- ・購入する前に自治会の方とお話することができ、安心して移住することができた
- ・物件を見つけやすかった

### ☆移住して良かったところ

- ・自治会等に参加して地域の方と交流するようになり、子どもたちにも声をかけてもらえる
- ・自然豊かな環境で子育てができる

## ▼平成21～令和4年度の 成約状況

契約件数  
86件

移住・転居者  
200人

◆問い合わせ先

建設計画課

都市計画担当

☎0748-52-6567

## 家屋の取り壊しや

## 用途変更をされた方は

## 届け出をお願いします

### 家屋の取り壊しについて

家屋の全部または一部を取り壊された方は、家屋取壊届を提出してください。届け出が遅れると翌年も固定資産税が課税される場合があります。家屋を取り壊した年の12月末までに届け出をお願いします。届け出を受理後、現地を確認して実際に建物が滅失していたら、翌年度からその家屋についての固定資産税は課税されません。

### 家屋の用途変更について

用途変更とは、住宅を店舗や事務所として使用するなど、建築当時の用途から現在使用している用途が変わったことをいいます。用途変更をされた方は用途変更申告書を提出してください。申告したくと、当該家屋にかかる経年減点補正率を次の評価替え時から修正いたします。

### 届け出方法

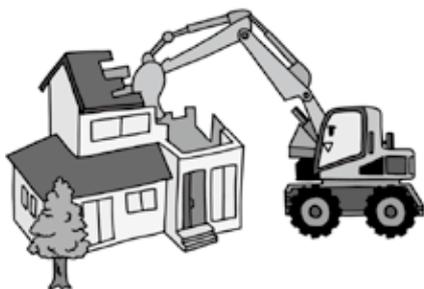
家屋取壊届・家屋用途変更申告書を税務課固定資産税担当へ提出してください。届け出用紙は税務課窓口もしくは町のホームページから印刷することができます。



家屋取壊届



家屋用途変更  
申告書



◆問い合わせ先

税務課

固定資産税担当

☎0748-52-6572



# みんなのとしょかん



## 本の紹介

### 『「美食地質学」入門 和食と日本列島の素敵な関係』

巽好幸 / 著 光文社

日本で多彩な和食が生まれた背景には「日本列島の地質」が深く関わっています。出汁をとるのに適した軟水を生み出す山脈、多彩な魚介をもたらすプレート、蕎麦を育む火山、日本酒を支える花崗岩などの食文化と地質の意外な関係を教えてくれる一冊です。



### 7月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

### 8月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

●…休館日 ○…えいが会 ◇…託児サービス  
●…おはなし会 □…おひぎでだっこのおはなし会

## 行事予定

※行事・サービスは中止する場合があります。

「おはなし会」 7月29日(土) 10:30~(15分程度)  
「えいが会」 7月30日(日) 14:00~  
[ライオン] 2016年/オーストラリア(119分)

## 図書館からのお知らせ

○図書館空調工事にともない休館しています  
休館期間 6月1日(木)~7月25日(火)

○廃棄図書の配布について  
図書館で使わなくなった本などを配布します。  
期間:7月26日(水)~8月13日(日)  
場所:展示コーナー

○子どもえいが会  
「映画 すみっコぐらし 青い月夜のまほうのこ」  
日時:8月20日(日) 10:30~(64分)  
場所:視聴覚室

○講演会「ネット情報におぼれない学び方~  
こんな時代に、なぜ図書館?なぜ読書???~」  
「ネット情報におぼれない学び方」などの著作がある司  
書・大学講師の梅澤貴典さんの講演会を開催します。  
日時:8月26日(土) 14:00~15:30(予定)  
場所:視聴覚室  
※詳細は今後のとしょかんだより、ホームページなどでお  
知らせします。

日野町立図書館

☎0748-53-1644 FAX 0748-53-3068

\*図書館の本は、お近くの公民館でも返却していただけます\*

6月9日(金)、気象庁が「エルニーニョ現象が発生したとみられる」と発表しました。「エルニーニョ現象」とは、南米の太平洋岸沖合を含む中央太平洋および東中部太平洋の赤道域にかけての海面水温が平年より高くなる現象を指します。  
気象庁によると、エルニーニョ現象が発生すると、日本付近では、夏季は太平洋高気圧の張り出しが弱くなり、気温が低く、日照時間が少なくなる傾向があり、「西日本日本海側では降水量が多くなる傾向」があると考えられています。  
ここ近年は「線状降水帯」の発生をともなう大雨が多発しており、各地で甚大な被害を及ぼし

## 青雲之志

~町長コラム~

日野町長 堀江 和博

## 今夏は雨が多い?

ています。昨年夏には長浜市の高時川が記録的な大雨で氾濫し、大きな被害が出ました。また、今年もすでに6月初旬には台風2号の影響による大雨によって東海地方などを中心に大きな被害が発生しています。  
台風や大雨などによる災害のおそれが高い場合、行政は避難情報を発令します。令和3年には行政が発令する避難情報のガイドラインが改定され、あいまいな表現であった「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されました。そのため、住民の皆さんに向けて「避難指示」をお願いする回数が増えると思われるます。  
行政では、数値的な根拠をもって「避難指示」を発令します。皆様には今一度、お住まい近辺の水害や土砂災害の危険区域の把握とともに、どこに避難するのかを各々ご確認いただきたく思います。災害を防ぐのは、前もっての備えが最も効果的です。どうぞよろしく願います。